

7. 教職課程履修費

教育職員免許状の取得を希望して、教職に関する科目を履修する学生は、教職課程履修費50,000円（30,000円と20,000円の分割）を納入しなければならない。

開講年次	対象科目	納付額
1年次	教職入門	30,000
4年次	教育実習 I 又は II	20,000

*履修登録後、保護者宛てに所定の振込用紙を送付するので、期限までに納入すること。

8. 教育実習の履修

- (1) 教育実習は、4年次（5月～10月下旬）に2週間もしくは3週間行われる。
- (2) 3・4年次において、66ページ記載の日程表によりガイダンス及び「教育実習事前指導」を行うので、「教育実習」の履修を希望する学生は、必ず出席しなければならない。
- (3) 「教育実習事前指導」では、実習の留意事項、実習日誌の記入方法、実習指導案の作成等の説明及び模擬授業、現職教員のアドバイスなどを行う。
- (4) 「教育実習希望調査書」を指定された期限（教育実習の前年度）までに提出しなければならない。

(5) 「教育実習」履修のための条件

- ① 教員を志す学生であること。
- ② 前年次終了までに卒業要件に含まれる科目だけで90単位以上を修得していること。
- ③ 指定の科目

〈2013～2018年度入学生〉

「教職入門」, 「教育学」, 「教育心理学」, 「特別支援教育概論」, 「教育行政論」, 「特別活動の研究」, 「教育方法論」, 「教育相談論」, 「生活指導の研究」の単位を原則として修得し、各教科の「教科教育法」(所属学科が課程認定を受けている教科、または学内科目等履修生制度で取得できる教科の「教科教育法」とする)を必ず修得していること。

〈2019年度以降入学生〉

「教職入門」, 「教育学」, 「教育心理学」, 「特別支援教育概論」, 「教育行政論」, 「特別活動・総合的な学習時間の指導法」, 「教育方法論」, 「教育相談論」, 「生徒・進路指導の理論と実践」の単位を原則として修得し、各教科の「教科教育法」(所属学科が課程認定を受けている教科、または学内科目等履修生制度で取得できる教科の「教科教育法」とする)を必ず修得していること。

※ただし、3年次編入生についてはこの限りではなく、個別の事情に応じて考慮するので、教育支援課教職担当に相談に来ること。

- ④ 教員採用候補者選考検査を受検すること。

(6) その他

3年次や4年次に派遣留学や休学を希望する場合は、A館1階教育支援課窓口まで相談に来ること。

派遣留学によって認定された単位は免許状申請の単位として使用することはできない。